

令和8年1月19日

入札（見積）及び契約心得
（工事は除く。）

航空自衛隊小松基地
第6航空団基地業務群会計隊

目 次

- 第1条 目的
 - 第2条 通則
 - 第3条 契約手続きの概要
 - 第4条 登録
 - 第5条 公告等
 - 第6条 説明会
 - 第7条 入札等の実施
 - 第8条 同等品申請
 - 第9条 暴力団排除に関する誓約事項
 - 第10条 無効入札
 - 第11条 開札及び落札
 - 第12条 契約の締結
 - 第13条 契約保証金
 - 第14条 納期（履行）遅延
 - 第15条 契約解除
 - 第16条 支払い
 - 第17条 不当介入を受けた場合の措置
 - 第18条 指名停止措置
 - 第19条 人権尊重の取組
 - 第20条 その他
- 附則

(目的)

第1条 この心得は、航空自衛隊第6航空団契約担当官(以下「契約担当官」という。)と請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者(以下「相手方」という。)が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

(通則)

第2条 相手方は、この心得及び航空自衛隊標準契約条項等を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

(契約手続きの概要)

第3条 契約手続きの手順は次のとおりとする。

- 一 業者登録(一般競争へ参加する場合)
- 二 入札又は見積への参加
- 三 入札書又は見積書の提出
- 四 落札者の決定
- 五 契約の締結
- 六 契約の履行
- 七 請求書の提出及び代金の受領

(登録)

第4条 相手方となるためには、全省庁統一参加資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

(公告等)

第5条 一般競争に付そうとする場合は、次に掲げる事項を掲載した公告が入札日時の前日から起算して、少なくとも14日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要する場合又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項等を示す場所
- 四 競争執行の場所又は日時
- 五 保証金に関する事項
- 六 無効に関する事項
- 七 契約書作成の要否
- 八 その他必要な事項

2 掲示場所

当会計隊において実施する小松基地及び集約分屯基地における入札等に関する公告等の掲示場所については、会計隊事務室前掲示板及び基地ホームページ(調達情報)とする。ただし、基地ホームページへの掲示は、公告日以降となる場合

がある。

(説明会)

第6条 説明会は、原則実施しない。ただし、契約の目的に関して書面によることができない事項、誤解を生じ易い事項について明らかにし、将来の紛争を避けるため行う必要がある場合は、その都度実施の旨を公告等で掲示するものとする。

(入札等の実施)

第7条 入札は、公告等に定められた日時及び場所で開催するものとする。

2 代理人により入札に参加する場合は、当該契約目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力である者でなくてはならない。

3 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が掲載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名した委任状を提出しなければならない。ただし、年間委任状については、押印を必要とするものとする。

一 代理人の氏名

二 入札件名

三 委任された権限の細部内容

例 入札書の提出に関する一切の権限

入札書及び見積書の提出に関する一切の権限

入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限

四 委任者の住所、会社名及び氏名

五 提出する宛先(契約担当官の官職・氏名)

4 一旦提出した入札書の取替、変更又は取消をすることはできない。

5 入札の日時に遅れた場合は、入札に参加することができない。ただし、天災地変、その他参加者の責に帰しがたい理由のため、入札日時に遅れる旨を事前に連絡し、契約担当官がやむを得ないと判断し、かつ入札参加者の同意が得られた場合に限り、入札の日時を変更することができるものとする。

6 契約担当官が郵便による入札を認めた場合は、公告記載の照会先担当者にその旨を伝えるとともに、入札日時前に契約担当官宛に郵送するものとする。入札日時前に複数の郵便による入札書がある場合、契約担当官が最後に受理した入札書を有効とする。

7 郵便による入札の際は、再入札は辞退したものとして取り扱う。また、同価の入札が複数者いる場合は、入札事務に関係のない職員を、郵便入札者の代理として、くじを引き、落札の判定を行うものとする。

8 入札室における他者との私語及び携帯電話等の使用等は禁止する。

(同等品申請)

第8条 相手方は、公告等により定められた入札に参加し、又は随意契約による際で、同等品により応札する場合は、「同等品で対応される場合の手続きについて」(掲示場所に掲示)に従い手続きを行うものとする。

(暴力団排除に関する誓約事項)

第9条 相手方は、入札及び契約に際し、入札書(見積書)の提出を持って「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(23.4.15)に基づく、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)に誓約したものとする。

- 2 前項の「誓約事項」による誓約を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

(無効入札)

第10条 次の各号に該当する入札は無効とする。

- 一 競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札
- 二 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者
- 三 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- 四 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- 五 総額(単価)で決定すべき入札の場合に、総額(単価)の入札金額が未記入である入札
- 六 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者の入札
- 七 同一事項について、一人が2通以上の入札書を同時に提出した場合
- 八 代理入札の場合、委任状を持参しない代理人のなした入札
- 九 入札金額(親金額)が訂正された入札書
- 十 入札に関する条件に違反した場合

(開札及び落札)

第11条 開札は、入札執行の場所で、入札者の目で行う。

- 一 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低(売払いに際しては最高)の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- 二 開札の結果、入札価格が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度の入札を実施するものとする。
- 三 予定価格が一千万円を超える役務契約の場合においては、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としなないことがある。
 - ア 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるとき。
- 四 入札者は、前号アの規定に該当し、契約担当官が低入札価格調査を行う際は、その調査に応じるものとする。
 - ア 入札者は、契約担当官が入札価格の内訳書等の資料等の提出を求めた場合、必要な資料等を提出しなければならない。
 - イ 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合又は提出された資料等が不十分である場合は、入札者に対し説明を求めることがある。
 - ウ 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合及び説明に応じない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるものとして落札者としなない場合がある。

(契約の締結)

第12条 相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 契約書（正2部）

契約書の内容は、契約の目的、契約額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、契約不履行、契約に関する紛争の解決法、その他必要事項について定める。

二 請書（正1部）

契約金額が250万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。ただし、契約金額が100万円を超えない契約については請書を省略することができる。

三 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書のうち正1部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

四 仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする場合には、契約書（請書）に一部ずつ添付する。

2 相手方は、当該契約の物品を納品する場合、仕様書において特に指定がある場合を除き、新品を納入するものとする。

（契約保証金）

第13条 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合はこの限りではない。

2 前項の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属される。また、契約保証金を免除された場合も同様とする。

（納期（履行）遅延）

第14条 相手方は定められた納期もしくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行完了するおそれがある場合には、納期（履行）猶予申請書及び理由書（別紙様式第1）を契約担当官に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により遅延すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を徴取する。なお、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

（契約解除）

第15条 契約担当官は、次の各号に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

一 相手方が天災地変、その他相手方の責にしがたい理由以外で契約の解除を申し出たとき。

二 相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。

三 相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。

四 誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- 2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴取する。なお、この項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。
- 3 相手方が契約の解除を申し出る場合、契約解除申請書及び理由書（別紙様式第2）を契約担当官に提出し、承認を受けなければならない。

（支払い）

第16条 相手方は、納品又は履行完了後速やかに請求書を提出するものとする。

- 2 支払の時期は、検査合格後、適法な請求書を受理してから、下表に掲げる日以内とする。

項 目 \ 給付の内容	工 事	その他の役務等
約定期間	40日以内	30日以内
特別約定期間	60日以内	45日以内
約定なし	15日以内	15日以内

（不当介入を受けた場合の措置）

第17条 相手方は、自ら又は下請者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合は、直ちに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、契約担当官に通報するものとする。

（指名停止措置）

第18条 入札参加者等が公正な入札等の確保のため禁止する行為を行った場合及び入札参加者等の行為が不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

（人権尊重の取組）

第19条 相手方は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に関する関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

（その他）

第20条 この心得を明示していない事項、又は契約について疑義を生じた場合は、契約担当官と協議をするものとする。

附則

この心得は、令和8年1月19日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出することに並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

納期（履行）猶予申請書

年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第 6 航空団
会計隊長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

契約（請書）条項第 条に基づき、下記のとおり納期を猶予されたく理由書を添えて申請します。

契約番号	第 号	猶予を申請する品目等					
契約年月日	年 月 日	項目番号	品名	数量	単価	金額（円）	備考
納期	元	年 月 日					
	申請	年 月 日					
契約保証金	免除						
納 地							

承 認 書

承認番号第 号
年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名 殿

下記のとおり承認する。

判 定	有償 無償	判定理由	
承認期限	年 月 日		
遅延日数	日		
遅延料率	1 / 1, 0 0 0		

納期（履行）猶予申請理由書

- 1 納期遅延の原因、理由
- 2 納品の状況及びその条件
- 3 その他必要と認める事項

契約解除申請書

年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

を添えて申請します。

契 約 内 容

契約番号		納 期	年 月 日
品名 (件名)		納入場所	
契約年月日	年 月 日	解約理由	別紙のとおり
契約金額		解約金額	

承認書

承認番号第 号
年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

下記のとおり承認する。

帰 責 判 定

有責

無責

解除承認金額

違約金 (10 / 100)

